

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の概要

1. 制度の目的

- ①公益社団法人である日本バス協会が、安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価を行い、優良な貸切バス事業者を認定・公表します。(平成23年度から運用開始)
- ②利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的としています。
- ③国土交通省においては、評価認定制度を事業用自動車の事故の削減を目的として平成21年3月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」における施策のひとつに位置付け制度の整備を支援するとともに、評価認定制度が広く関係者及び利用者に普及するよう、積極的に支援しています。

2. 評価認定制度

- ①貸切バス事業者の申請に基づき行う任意の制度で、法人単位で評価認定を行います。(バス協会の会員でなくとも評価認定の対象となります。)
- ②評価認定の方法は、「安全性に対する取組状況」「事故及び行政処分の状況」「運輸安全マネジメントの取組状況」について、日本バス協会において書面及び訪問審査を行い、日本バス協会に設置された学識経験者、有識者、国土交通省、日本バス協会により構成される貸切バス事業者安全性評価認定委員会において、評価認定が行われます。

3. 評価認定制度のシンボルマーク



貸切バスをご利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する取組状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。